

令和7年度官能評価活用モデル事業募集要領

宮崎県食品開発センター

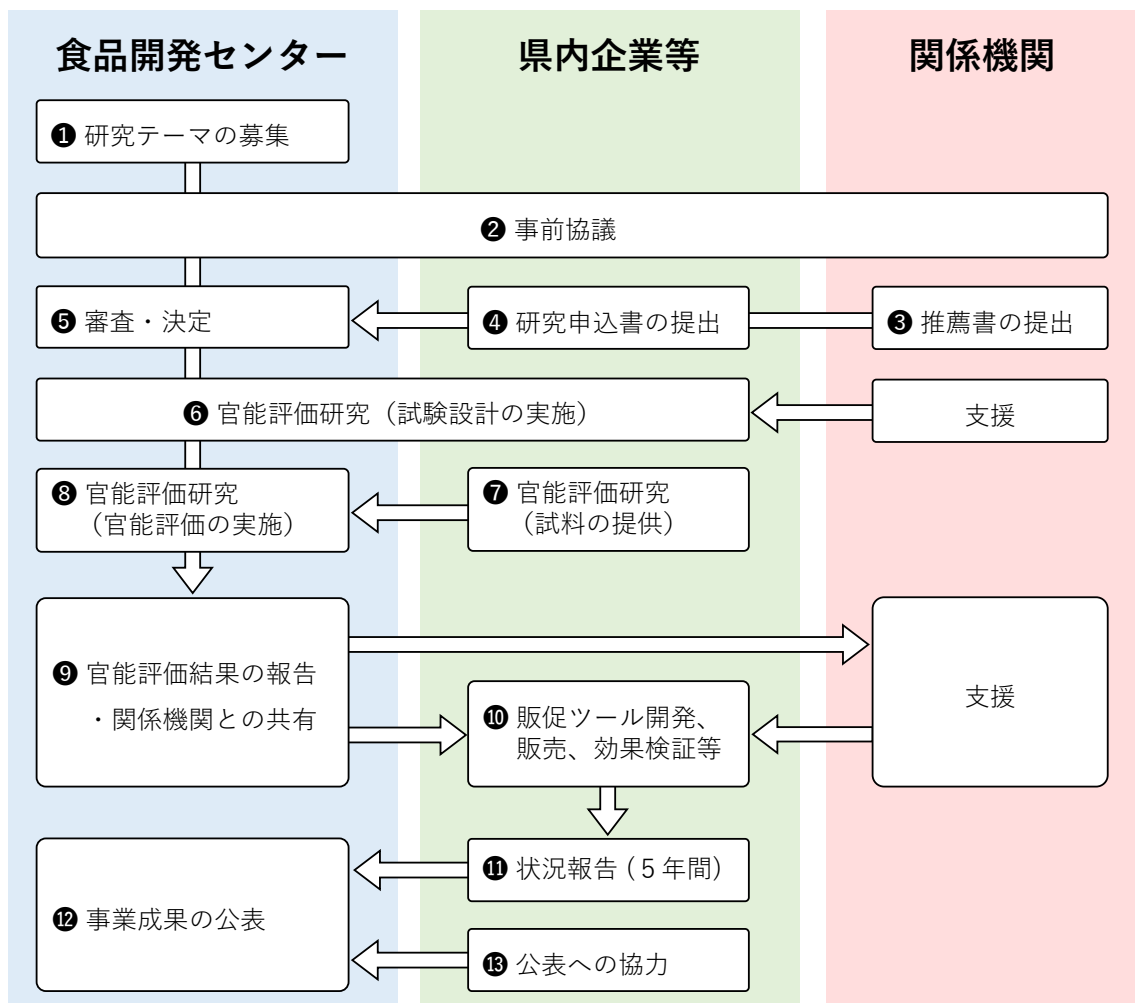
1 事業の目的

食品業界においては、自社商品の特徴や他社商品との違いを把握した上で、商品の差別化等を図ることが重要となっています。そこで、宮崎県食品開発センター（以下「センター」という。）は、センターが保有する食品の官能評価に関する技術（以下「官能評価技術」という。）について、加工食品の差別化等への活用を実証するモデル事例を蓄積するとともに、その成果を県内企業等に公表することで、官能評価技術の普及及び官能評価技術を活用した差別化等の取組を促進することを目的に、本事業を実施します。

2 事業の実施内容

本事業では、次のことを実施します。

- (1) センターは、県内企業等と連携して、加工食品の官能評価に関する研究（官能評価の試験設計を含む。以下「官能評価研究」という。）を行います。
- (2) センターと連携して官能評価研究を実施する者（以下「連携者」という。）は、官能評価研究が終了した後、官能評価研究の結果を活用し、加工食品の差別化等のための販売促進ツールの開発、開発した販売促進ツールを用いた加工食品の販売、差別化等による効果検証等（以下「販促ツール開発等」という。）を行います。
- (3) センターは、上記（1）及び（2）を実施した結果得た成果（以下「事業成果」という。）を公表します。



< 事業概要スキーム >

3 募集内容

官能評価研究の研究テーマ（連携者、研究対象の加工食品、研究内容等）を関係機関からの推薦により、募集します。

4 採択件数

2 件程度を予定

5 対象範囲

（1）連携者は、次の要件を満たす者です。

ア 県内に事業所を有する者であること。

イ 研究テーマについて関係機関の推薦を受けていること。

ウ 県税に未納がないこと。

エ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

オ 構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（2）研究対象の加工食品は、ヒトの日常生活において飲食される最終製品であって、市販品及び市販品と同等の規格で製造されたものに限ります。ただし、簡易な加工を行ったもの（例：形状変化を伴わない皮剥き、洗浄、袋詰め、冷蔵処理、冷凍処理、乾燥等を行った野菜。4分割した後ラップ等で包装した野菜。）、消費の利便性のための調理や切断を行ったもの（例：茹で野菜。カット野菜。）及びアルコール類は除きます。

（3）関係機関とは、本事業の実施にあたり「官能評価研究に係る官能評価の試験設計」及び「販促ツール開発等」に対して伴走支援を行うことができる機関をいいます。

例：みやざきフードビジネス相談ステーション

6 官能評価研究の実施期間

官能評価研究の実施期間は、令和8年3月31日までとします。

7 事業に係る経費

（1）官能評価研究に係る官能評価の実施に要する経費（官能評価に供する試料の調達に要する経費を除く。）は、センターが負担します。

（2）官能評価研究に係る官能評価に供する試料の調達及び販促ツール開発等に要する経費は、連携者が負担をお願いします。

8 応募手続等

センターと連携した官能評価研究の実施を希望する方は、関係機関の推薦を受けた上で、以下のとおり応募をしてください。

（1）募集期間

令和7年9月24日（水）から令和7年10月15日（水）午後5時まで（必着）

（2）提出書類

次の書類（各1部）を直接または郵送により下記提出先まで提出してください。

1	官能評価研究提案書	実施要綱別記様式第1号
2	実施計画書	実施要綱別記様式第2号
3	関係機関による推薦書	実施要綱別記様式第3号

4	納税証明書(申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可)	県の証明書
5	特別徴収実施確認・開始誓約書 ※法人の場合	実施要綱別記様式第4号
6	誓約書(暴力団関係)	実施要綱別記様式第5号
7	直近3期分の決算関係書類 (損益計算書、貸借対照表等) ※個人の場合は確定申告書	任意様式
8	会社の事業概要が確認できる書類 (パンフレット等)	任意様式

(3) 提出先

〒880-0303 宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂16500-2

宮崎県食品開発センター 食品開発部(担当 金井、祝園)

電話番号: 0985-74-2060 FAX: 0985-74-4488

E-mail: kanai-yuki@pref.miyazaki.lg.jp

※ 郵送時、封筒表部に(官能評価研究提案書)と朱書きしてください。

※ 郵送いただく際には、電話にて「提案者名」「提出日」「電話番号」を提出先の担当者まで事前に連絡ください。

(4) 応募に関する留意点等

- ① 原則A4サイズで提出してください。
- ② 提出書類への社印、代表者印の押印は不要です。
- ③ 実施計画書の作成にあたっては、記入例を参考にしてください。
- ④ 虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ⑤ 不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。
- ⑥ 提出に関する費用は、提案者の負担とします。また、提出された書類等は返却しませんので、原本の控えをお備えください。
- ⑦ 提出された書類は、本事業の審査にのみ使用します。

9 審査・採択決定等

(1) 審査の方法

募集終了後、事務局において提出書類についての内容確認等を行い、審査委員会での審査を経た上で選定を行います。審査委員会は、10月中旬に実施する予定です。

(2) 評価基準

選定にあたっては、次の評価項目を総合的に勘案して審査を行います。

評価項目	評価の内容
①官能評価の実現可能性	研究対象の加工食品の性質上、官能評価の実施に支障がないと認められるか。
②計画妥当性	官能評価研究及び販促ツール開発等の実施期間、関係機関等との連携体制、実施内容等が明確で、計画の実現可能性が高いと認められるか。
③官能評価の有用性	官能評価技術を活用することで、加工食品の差別化等が効果的に実施でき、かつ、優れた成果が期待されるか。
④県内企業等への波及効果	事業成果を公表することで、県内企業等に対し、官能評価技術の普及及び官能評価技術を活用した差別化等の取組の促進に繋がり得るものか。
⑤センター実施の必要性	研究対象の加工食品について、センターの官能評価活用モデルとして蓄積する必要があるか。
⑥総合評価	総合的に見て、官能評価研究を実施する必要があるか。

(3) 採否の通知

採否は、書面により当該提案者及び当該研究テーマを推薦した関係機関にお知らせします。

10 官能評価研究の実施

採択された県内企業等は、連携者として以下の対応をお願いします。

(1) 試験設計書の作成

センターと連携して、官能評価研究に係る官能評価の試験設計を行っていただきます。なお、官能評価の実施には、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター「人を対象とする研究のための倫理規程」（平成27年3月31日定め）に基づき、試験設計の内容を倫理的な観点から審査し、実施の許可を得る必要があります。

(2) 試料の提供

官能評価に供する試料をセンターに提供してください。

11 官能評価研究後の報告等

官能評価研究が終了した後は、以下の対応をお願いします。

(1) 官能評価研究の結果の報告

センターは、官能評価研究が終了した後、研究報告書を作成し、連携者に官能評価研究の結果を報告します。また、センターは、当該研究テーマを推薦した関係機関に作成した研究報告書を共有します。ただし、連携者から共有しないようセンターに申し入れがあり、かつ、共有しないことにつき相当の理由があると認めた場合は、研究報告書の全部又は一部を共有しないことができます。

(2) 販促ツール開発等

官能評価研究の結果を活用し、販促ツール開発等を行っていただきます。

(3) 状況報告

官能評価研究が終了した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年度の終了後30日以内に、状況報告書（実施要綱別記様式第7号）により販促ツール開発等の状況を報告していただきます。

(4) 成果公表への協力

事業成果について、成果発表会等で発表していただくことがあります。また、センターが行う官能評価活用等の普及活動へのご協力をお願いすることがあります。

12 その他

応募にあたっては、官能評価活用モデル事業実施要綱（令和5年8月2日定め）もご確認ください。

13 お問い合わせ先

宮崎県食品開発センター 食品開発部（担当 金井、祝園）
〒880-0303 宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂16500-2
電話番号：0985-74-2060 FAX：0985-74-4488
E-mail：kanai-yuki@pref.miyazaki.lg.jp